

農業委員会だより



主な内容

● 農業委員会からのお知らせ

- 全国農業新聞賞受賞……………2
- 空き家に付属する農地の取得面積の緩和 ……2
- 地区担当の紹介……………3
- 地元食材を使った料理教室……………4
- 農地中間管理事業の活用……………5
- 農業者年金加入者インタビュー……………7

● 地域農業情報

- 農業したいまち栗原……………8
- 直売所み～つけた！……………8

法人化から19年、

二代目にバトンタッチ

栗駒桜田 狩野常幸さん一家

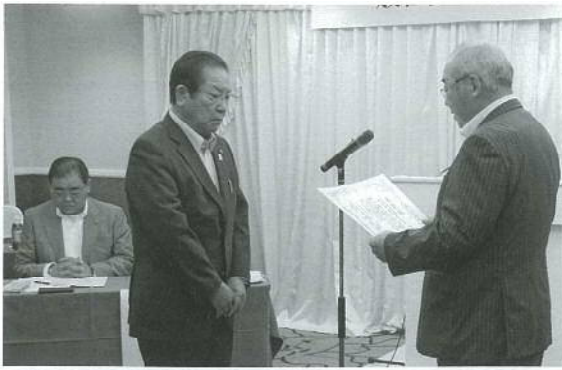
新代表常幸さん、裕子さん夫婦、父母で前代表の幸一さん、頼子さん夫婦、祖母のたかをさん、後継者になるであろう子供達の将仁君、僚祐君の四世代家族です。

今年の3月に(有)狩野農友の新代表を引き継ぎ、水稲経営面積の拡大や良質米の生産、育苗用床土販売、栗原米の集荷・販売など、地域と連携し、また地域農業に貢献しながら、事業展開していくことを目指しているそうです。

第10回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰 栗原市農業委員会が 全国農業新聞賞受賞

平成30年5月30日（水）

に東京都で開催された「全国農業委員会会長大会」の「第10回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」において、栗原市農業委員会が全国農業新聞賞を受賞しました。



栗原市農業委員会は、市内の増加傾向にある耕作放

棄地に危機感を抱き、平成

25年度より耕作放棄地の解消を目的に、農業委員がモデル的に荒廃農地の復元作業を実施し、地域の担い手などへの利用権設定を図る「栗原市農業委員会荒廃農地復元モデル事業」に取り組んできました。その結果、これまでに2ヘクタール以上の耕作放棄地を解消し、この事業実施周辺農地においては、自主的に解消される波及効果も見られました。このような耕作放棄地に対する農業委員の率先した活動が評価され、受賞したものです。

今後とも栗原市農業委員会は、地域の農地を守るため、農地利用最適化の活動に取り組んでまいります。

空き家に付属する農地の取得で

農地（空き家）所有者の手続きフロー

- ・空き家（農地）を空き家バンクに登録申請をします。（企画部定住戦略室）
- ・空き家に付属する農地の指定申請をします。（農業委員会）

- ・指定農地の現地調査後、農業委員会総会において審議されます。
- ・農地（空き家）所有者へ、農業委員会総会審議会結果が通知されます。

- ・農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出します。
（農地（空き家）所有者
＋農地（空き家）希望者）

- ・農業委員会総会審議後、農地法第3条許可書が発行されます。

※農地（空き家）希望者は、空き家バンクに利用登録のうえ、農地（空き家）所有者と交渉し、農地（空き家）取得の手続きをします。

空き家バンクに関すること
☎ 企画部定住戦略室 ☎ (22) 1125

農地法第3条の 下限面積を引き下げました。

栗原市農業委員会は、平成30年4月1日より栗原市に移住・定住して農業を始めた人が農地を取得しやすくなるため、空き家と、それに付属する農地と一緒に取得する場合に、下限面積要件を0.1アール（10㎡）まで引き下げました。近年、農ある暮らしを求め、田舎への移住希望者が増えてきていますが、農地を取得するためには、一定以上の面積が必要となっています。

住まいる栗原ホームリサーチ事業（空き家バンク制度）をしており、農業委員会としても、遊休農地の解消のため、空き家バンク制度に登録された空き家と、それに付属する農地を権利取得する場合に限り、下限面積を緩和し農地を取得しやすくなりました。栗原市農業委員会は、栗原市に定住して農ある暮らしを希望される人を応援していきます。

なお、詳細については、農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

各地区の担当を 紹介します

農地法に基づく許認可、遊休農地の解消、認定農業者等への農地の利用集積、農業者年金への加入、そのほか農地に関するご相談は、各地区の担当農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

築館地区

◎曾根金雄	上町、南町、中町、西町、北町、下町、東町、伊豆一区、伊豆二区、駅前、坂下、館下、赤坂、成田、佐野、萩沢、高森、蟹沢、上照越
☎(23)6209	
○鈴木孝夫	下萩沢、中照越、下照越、八沢、横須賀、太田
☎(22)4877	
◎佐竹きみ子	秋山、本木、八幡町、宮野上町、宮野下町、留場北、芋塚、花の木、大堀、黒瀬、留場南、沖富、根岸
☎(23)8402	
○佐々木栄夫	
☎(23)8245	
◎大場裕之	
☎(23)8532	
○氏家優一	
☎(22)9013	

若柳地区

◎岩淵敬一	三田島、下在、北浦、中町
☎(32)5819	
○佐々木進	大林一、大林二、福岡
☎(32)5755	
○小野大介	有賀、上在、町館
☎(32)5117	
○上山喜志雄	新町一、新町二、大袋、荒町、並柳、十文字、我門、北二股
☎(32)2649	
◎鈴木春江	元町一、元町二、元町三、片町一、片町二、大畑、峯、内谷川
☎(33)2249	
○佐々木剛	新山、上町、南大通、下町一、下町二、八木、川原、南二又、大目、新田
☎(32)5401	
◎鈴木康則	かけ、米ヶ浦一、米ヶ浦二、多賀
☎(33)2101	

栗駒地区

○伊藤重行	耕英、滝ノ原、日照田、馬場、三丁、若木
☎(45)5153	
○佐藤憲一	茂庭町、六日町、八日町、四日町、東方区、下小路、上小路上、上小路下
☎(45)1895	
◎吉田優俊	猿飛来上、猿飛来下、中野上、中野下、上野
☎(45)3891	
○佐藤東一	里谷、深谷、鳥沢下、鳥沢北、鳥沢南
☎(45)4474	
○佐々木吉司	荒砥沢、新田、角ヶ崎、川東、川西、山口、中文字、下文字
☎(45)4032	
◎秋山憲義	高松、清水田、宝領、大鳥西、大鳥中、大鳥東
☎(45)3616	
◎岩淵弘	八幡、桜田上、桜田下、菱沼、栗原根岸、栗原沖
☎(45)4112	
○佐藤みき	芋塚、渡丸、泉沢、田高田、町田、西田
☎(45)4157	

高清水地区

○大澤洋介	1区、2区、3区、4区、5区、6区
☎(58)3067	
◎及川正一	7区、8区、9区、10区
☎(58)2293	
○佐々木耕太郎	11区、12区、13区
☎(58)3188	

一迫地区

◎黒澤光啓	南沢、保呂羽、輝井、八幡
☎(52)3807	
◎狩野和義	大館、竹の内、曾根、姫松南沢、畑
☎(52)3896	
○佐藤秀男	本町、中町、荒町、清水一、清水二
☎(52)3490	
◎三浦正勝	嶋鉢、清水日、東町、金田中町、新町、滝野、川北、大崩、高橋下、高橋上、荒町下、荒町上、大川口上、大川口下
☎(54)2075	
○熊谷初美	本沢、一本松、狐崎一、狐崎二、姫松南沢、畑、片子沢
☎(52)3448	

瀬峰地区

◎大黒昭夫	野沢、泉谷、下荒町、上荒町、牛沢、川前、上富、下富
☎(38)3387	
◎米山嘉彦	宮小路原、藤田、中藤沢、上藤沢、小深沢
☎(38)3583	
○小原公康	下田、下藤沢、瀬嶺、新田沢
☎(38)3540	

鶯沢地区

○芳賀博秋	秋法上、秋法下、駒場上
☎(55)3415	
○狩野正行	駒場下、袋
☎(55)3613	
◎菅原英俊	八沢、日向、堰根
☎(55)3309	

金成地区

○阿部正一	宇南、沢辺上、沢辺下、姉齒上、姉齒下、梨崎下沢辺、小堤
☎(42)2184	
○熊谷ゆり	南一、南二、東、有壁一(副)、有壁二(副)、有壁三(副)、上片馬合(副)、下片馬合(副)
☎(42)1685	
◎多田仁一	北、畑一、畑二
☎(42)1533	
◎阿部一信	末野、藤渡戸、赤児、普賢堂、有壁一(主)、有壁二(主)、有壁三(主)、上片馬合(主)、下片馬合(主)
☎(44)2536	
◎佐藤勝	小迫、岩崎平形、大原木
☎(42)2657	

※(主)は主担当、(副)＝副担当

志波姫地区

◎尾形陽一郎	宮中、山の上、里、新田、上
☎(22)5767	
○千葉和恵	中、下、城内、町
☎(25)2103	
◎佐々木弘	十文字、荒町、北、南
☎(25)2312	
○氏家勝子	橋本、熊谷、大平、間海
☎(25)2472	

花山地区

◎狩野善典	宿、程野、小豆畑、天ヶ沢、座主、花山沢、北ノ前、松ノ原
☎(56)2431	
◎千葉優子	荒谷、大笹、上原、金沢、中村、浅布
☎(56)2552	

◎農業委員 ○農地利用最適化推進委員

地元野菜を使った料理教室

7月3日(火)／金成やすらぎセンター

農業委員会女性委員会主催による料理教室も、第11回目となりました。地産地消をテーマに、ここ数年は栗原市が推奨している「ズッキーニ」をメニューの一部に取り入れています。

今回は、ズッキーニのパエリア風やスープ、しそ巻など計6品を作りました。参加者は、30代～70代の約20名。終始和気あいあいと進めることができ、世代を超えた交流のひとときとなりました。「身近にある野菜で、短時間で手軽においしい料理がたくさん作れることに驚いた。」などの感想をいただき大変好評でした。



すぐ身近にあり、いつも目にする素材を使つての料理は、とても旬で安全安心なものを食べられるという地産地消ならではの利点と言えます。私たち女性委員は、今後もこの地産地消を推進する活動を続けていきたいと考えています。

(氏家勝子推進委員)

平成30年度農業委員会総会開催予定

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
申請期日	10日(金)	10日(月)	10日(水)	12日(月)	10日(月)	10日(木)
総会開催日	29日(水)	26日(水)	29日(月)	28日(水)	26日(水)	29日(火)

※諸事情により、申請締切および総会開催日が変更となる場合があります。

事前予約のお願い! (申請・届出・相談など)

申請や届出・相談(農地の転用・権利の移動、非農地証明など)のお客様で窓口が込み合い、長時間お待ちいただくことがあります。

大変お手数ですが、農業委員会事務局または各総合支所市民サービス課産業建設係に事前予約のうえ、ご来庁いただきますようお願いいたします。

【相談予約・お問合せ先】

農業委員会事務局	☎ (42) 1239
築館総合支所	☎ (22) 1114
若柳総合支所	☎ (32) 2124
栗駒総合支所	☎ (45) 2114
高清水総合支所	☎ (58) 2113
一迫総合支所	☎ (52) 2114
瀬峰総合支所	☎ (38) 2114
鶯沢総合支所	☎ (55) 2114
金成総合支所	☎ (42) 1114
志波姫総合支所	☎ (25) 3114
花山総合支所	☎ (56) 2114

農業委員会総会審議状況

	農地法第3条 農地の 賃貸借・売買等	農地法第4条 自己所有地を 転用する場合	農地法第5条 権利を設定・移動 して転用する場合	農用地利用集積計画 認定農業者等への 賃貸借・売買等	非農地証明 使用されている土地 について農地で ないことの証明
3月	43件(311,507㎡)	2件 (930㎡)	9件 (3,332㎡)	174件(1,545,348㎡)	1件 (262㎡)
4月	35件(408,861㎡)	4件(16,182㎡)	6件(11,312㎡)	138件(1,284,700㎡)	4件 (1,802㎡)
5月	24件(231,497㎡)	1件 (1,325㎡)	5件 (3,077㎡)	27件 (179,729㎡)	5件 (2,454㎡)
6月	12件 (50,323㎡)	4件 (3,515㎡)	13件 (6,300㎡)	16件 (102,606㎡)	2件 (330㎡)

農業者年金に加入しましょう!

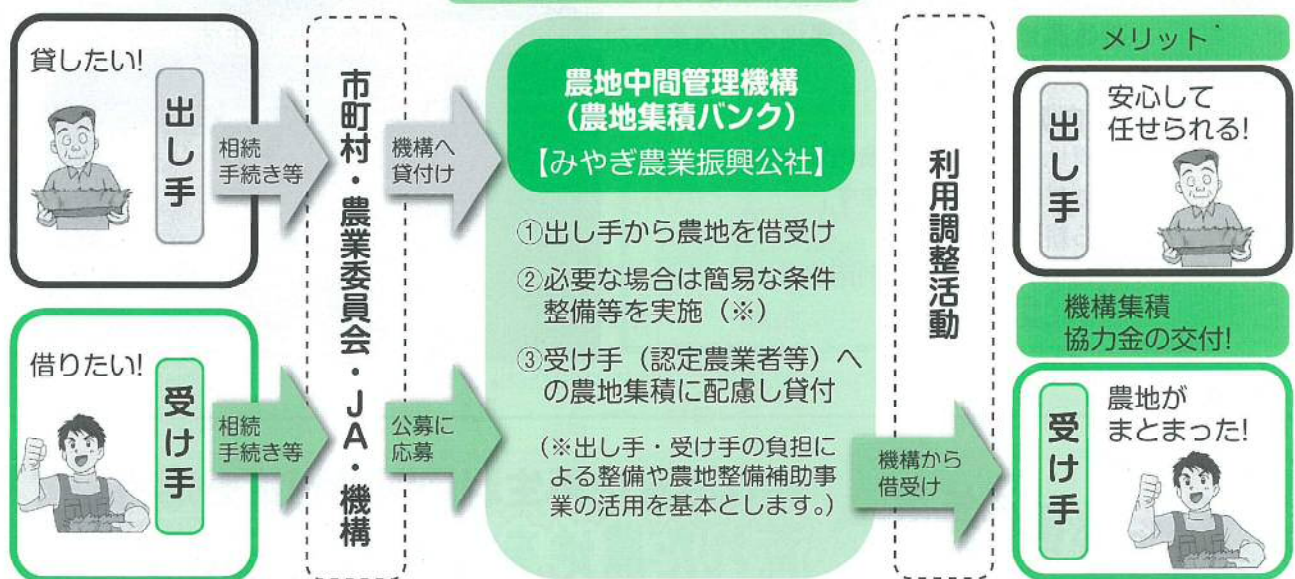
農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎ (42) 1239

農地中間管理機構を 農地を貸したい方、借りたい方はいませんか？ 活用しましょう

後継者が不在あるいは農業を継いでもらえるのか「今後の営農が不安」な方や「農業機械の更新の時期で悩んでいる」方などは、ぜひ本制度をご検討ください。農地を貸し出し、農業をリタイアした農家には、面積に応じて「経営転換協力金」が交付される支援もあります。

農地の貸し借りの仕組み



【機構集積協力金 (経営転換協力金)】

- ① 交付対象者 ・「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」「農地の相続人」
 - ② 交付要件 ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ当該農地が1筆以上自分以外の経営体に転貸されること
 - ③ 交付対象農地 ・対象経営体から機構に貸し付けされた農地の内「新規集積農地面積」(注1)に該当する農地
 - ④ 交付単価 ・3万円/10a (注2)
- (注1) 新たに担い手に集積された面積
(注2) 受取額上限は1戸当たり70万円。ただし、対象農地が2ha以下の場合は50万円
※今後変更になる場合もあります。

なお、この制度に関するご質問やご相談については、下記のとおり相談窓口を設置しておりますので問い合わせください。

【農地中間管理事業の問い合わせ先】

宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社
宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部
栗原市農林振興部農林畜産課
栗原市農業委員会事務局
栗つこ農業協同組合営農部営農企画課

☎022 (275) 9192
☎0228 (22) 2268
☎0228 (22) 1136
☎0228 (42) 1239
☎0228 (23) 2106

農地パトロール(利用状況調査) 利用意向調査を実施します!

農業委員・農地利用最適化推進委員は、農地パトロールを実施し、
『遊休農地の把握と発生防止』、『農地の違反転用発生防止』を重点的に取り組んでいます。
今年も市内の農地が

適正に利用されているか

を調査します。

また、農地法改正により、農地パトロールの結果、
遊休農地と判断された農地の所有者に対し『利用意向調査』を実施します。

8月～11月は
農地パトロール
月間

○利用意向調査とは・・・

遊休農地と判断された農地所有者に対し、
次のとおり意向を調査します。

- ①自ら耕作するか
- ②農地中間管理事業を利用するか
- ③誰かに貸付けするか



今年度が最終年度

耕作放棄地再生利用緊急対策を活用して 荒れた農地をよみがえらせよう!

耕作放棄地を再生し、作物を生産する取り組みを支援しています。

昨年度、栗原市では3件(199a)がこの事業により耕作放棄地を再生しています。取り
組んでみたい人は、**事業の着手前に**農業委員会事務局までご相談ください。



農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎(42)1239

農業者年金加入者に インタビュー



金成小堤

小森 俊一 さん

俊一さんは就農して12年、奥様と2人で21アールのパイプハウスでイチゴ栽培を行っています。直接販売が主で、繁忙期になると早朝からの作業が続き、ピーク時にはアルバイトも雇用しているとのことでした。また、収穫時期の作業場は、何とも言えないイチゴの甘い香りに包まれるそうです。

農業者年金への加入のきっかけは、地元の農業委員の勧めと、保険料が全額社会保険料控除になることなど、農業経営にメリットがあることに魅力を感じ、ご夫婦で加入しました。今後は、経営状況を見ながら保険料を増額し、節税を図りながら老後に備えたいと話していました。

(取材 多田 仁一委員)

しっかり積立て
がっちりサポート
安心して豊かな老後を

小森さんのお話を
もうちょつと詳しく

農業者年金は税制面で優遇されています

- ① 公的年金制度のため、その年に支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となります。
- ② 年金資産の運用益は非課税なので、その分年金原資が多くなります。
- ③ 受取る年金も公的年金等控除の対象となります。

■保険料支払による節税効果の目安

課税対象所得	税 率	保 険 料 支 払 額 別 の 節 税 額		
		月額2万円 (年額24万円)の場合	月額4万円 (年額48万円)の場合	月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
～195万円以下	15.1%	3万6千円	7万2千円	12万1千円
195万円超～330万円以下	20.2%	4万8千円	9万6千円	16万2千円
330万円超～695万円以下	30.4%	7万2千円	14万5千円	24万4千円

※税率は、所得税+住民税10%+復興特別所得税(所得税額の2.1%)で算出しており、保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

※百円単位は端数処理しています。

3つの要件を満たせば、どなたでも加入できます

国民年金第1号被保険者
(納付免除者を除く)

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

詳しくはお問い合わせください。 圃栗原市農業委員会事務局 ☎(42) 1239

みんなで、読もう！ 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料／1ヶ月700円(送料込)
お申し込みは・お問い合わせは、栗原市農業委員会事務局まで ☎(42) 1239

農業したいまち 栗原

米作りに全力投球

栗駒嶺崎 狩野 蓮太郎さん(19)

私の家は稲作農家で、私も毎年手伝いをしています。私自身、米作りについてはそれほど詳しくありませんが、汗を流しながら自分ができることを全力でしています。

夏の暑い日や雨が降りし

きる中、作業をした日もあり、大変な思いもしました。正直嫌になって投げ出してしまいたくなる時もありましたが、それを乗り越え、作業が終わったときの達成感は最高です。それに、他の農家の方々にも手伝って



ただいているので、私も負けずにがんばろうと思います。農業についての知識はまだまだ足りないと思いますが、将来農業経営を受け継ぐ日まで今は全力でがんばります。そして、これから米作りを楽しみながら、一つひとつ学び吸収していきます。

直売所 み~つけた!!

「山の駅 くりこま」

☎0228(24)8161

〒989-5301 栗原市栗駒岩ヶ崎上小路150番地7



栗駒山登山道に通じる県道沿いの好立地を活かし、観光振興や地域間交流の拠点としての役割を果たす特産物直売センター。地元商工会を中心に、施設利用組合が指定管理者として運営しています。参加組合員数は約168名で、現在も増え続けています。

旬の野菜や果物をメインに漬物などの地場産品を取り扱っており、野菜は栗原管内生産者のキャベツ、ブロッコリー等旬の野菜が出品されています。トマトの種類に関しては市内有名どころを集め、サラダ系や甘味重視のフルーツトマトなど盛りだくさん。また、栗駒文字のさくらんぼは、大変おいしいと仙台圏のお客さまに好評でした。

その他栗原産の米を使ったおこわ、お惣菜、餅や上新粉を使ったしんこ餅、栗駒鶏卵などが特に人気を集めています。(取材 吉田優俊委員)

【営業時間】9:30~18:00

【休館日】1月1日および棚卸し日

(1月31日・7月31日)の3日間

編集後記

農業委員会法改正に伴い、利害関係を有しない者として農業委員に任命を受けて、一年が経過いたしました。農業と関わりのなかった私にとって、毎日が勉強であります。農業をとりまく諸問題が山積している中で、農地利用最適化の推進に向けて活動して参りました。このたび、皆様からご協力のもと、第38号の発行に至りました。ご協力、ご支援いただきました皆様に感謝申し上げます。今後とも、「農業委員会だより」をよろしく願います。

(大黒 昭夫委員)